

健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和5年度決算等に基づき令和6年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和6年7月17日から同年8月8日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、実質公債費比率及び将来負担比率は、県内各市と比較すると、依然として高い水準にある。引き続き、公債費負担の軽減及び市債残高の抑制に取り組むとともに、新たに策定された「水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランー」に基づく施策を着実に推進できるよう、税収の確保や多様な財源の拡充を図り、健全な財政運営に努められたい。

記

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	9.3 (25.0)	128.1 (350.0)

備考1 「—」は、該当数値がないことを示す。

2 早期健全化基準の数値を括弧内に記載した。